

太陽光発電等導入補助金（既存戸建住宅向け） よくある質問

項目	質問	回答
申請書類	2000年以前に建てられた住宅（現行の耐震基準により建築されていない建物）において太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造安全性を有していると証明する資料とは何を出せばよいか。	申請する住宅に太陽光荷重を加えた状態で安全性が担保されていることがわかる書類をご提出ください。 ・建築士作成（書類作成日、対象物件の住所、建築士氏名、資格名、登録番号、建築士の捺印）の安全確認書 ・構造計算書（太陽光パネルの重量を加味して建物の耐震性・耐荷重がOKかを再計算したもの） など
申請書類	住宅の住所と建物登記事項証明書（登記簿謄本）に載っている地番が違うが問題ないか。	審査の際にこちらで同一場所か確認いたします。確認できなかった場合、申請者に追加で書類の提出を求める場合があります。（住居番号設定通知書など）
申請書類	どういった場合に調達価格に関する理由書が必要なのか。	様式1号別紙5にて計算し、太陽光発電設備の価格が35万円/kW 未満とならなかった場合、蓄電池が12.5万円/kWh 以下（ただし15.5万円/kWh以下であることは必須）とならなかった場合は必要です。調達できない理由をそのままご記入ください。
申請書類	自家消費率の計算はどんな様式でもよいのか。	様式1号別紙6にてご提出ください。 毎月の数値がすべて同じであったり、発電量と自家消費量が全く同じなど、あきらかに疑義がある場合は、問い合わせをさせていただく場合もございます。
申請書類	リースで導入した場合、契約書と見積書はリース料のみ掲載している。様式第1号別紙5の対象経費の計算はどのようにするのか。追加で出す書類はあるか。	リースやPPAによる設備導入の場合は、申請者様との見積書のほかに、設備導入にかかっている総額の分かるもの（リース料等の計算のもととなっているもの、太陽光、蓄電池それぞれの設備費・工事費など項目ごとの金額が分かるもの）のご提出もお願いいたします。様式第1号別紙5はリース料ではなく、設備導入にかかっている実際の金額で計算してください。
申請書類	設備の使用及び金額がわかるものとは何を提出するのか。	出力量や容量などが確認できるカタログ等をご提出ください。
申請書類	電子契約書の場合は何を提出すればよいか。	契約書＋電子証明書（契約締結証明書等）をご提出ください。（契約日、双方の同意が確認できるもの）
要件	FITは使えるか。	補助金を申請する場合はFITによる売電はできません。
要件	太陽光発電設備に関する要件である以下の項目はどのように確認すればよいか。 ・日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。 ・『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』が示す対象物質の含有率が基準値を超えていないこと ・『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』を遵守して製造・調達された製品であること	以下の点を確認したうえで、様式第1号別紙 3 確認書兼誓約書を提出してください。 ・ J P - A C 太陽光パネルA登録リストに名前があること ・ 太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」のページに販売元の名前があること（名前がない場合、会社のホームページ等で人権方針を確認）
要件	蓄電池のみの導入も対象か。	蓄電池のみでは対象となりません。太陽光発電システム（太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池）を同時に導入する場合、対象となります。他にも要件がありますので、申請の手引きをご確認ください。
要件	既に太陽光パネルが搭載されている住宅のパネルを交換する場合は対象か。	太陽光発電システム（太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池の3つの設備）を同時に導入する場合、補助の対象となります。 よって既存のパネルを撤去し、上記3つの設備を同時に導入する場合は補助の対象となります。他にも要件がありますので、申請の手引きをご確認ください。 ※一部のパネルの交換・パネルの増設の場合は、古いパネルと新しいパネルが混在するため、安全性の確認が必要になります。事業者名で安全であることを確認した旨の書類を作成してください。なお、自家消費率の計算については、本補助金で購入したパネルによる発電量で計算してください。

他補助金	県のスマートエネルギー住宅普及促進事業補助金との併用は可能か。	可能です。（財源が国ではない補助金は、併用可能です。）
その他	交付決定までどのくらいかかるのか。	書類が到着し、書類に不備のない場合、その日から30日以内に決定通知書を送付しております。（交付決定後に工事に着手する必要がありますので、工事予定日は余裕をもって設定ください。）